国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部在外教育施設連携支援促進部会要項の一部改正について

改正理由:国際戦略推進本部在外教育施設連携支援促進部会において、在外教育施設への派遣教師の支援を充実させるため、所要の改正を行うものである。

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(業務)	(業務)
第3条 部会は、次に掲げる業務を行う。	第3条 部会は、次に掲げる業務を行う。
(1) 在外教育施設との連携支援事業の企画・立案に関すること。	(1) 在外教育施設との連携支援事業の企画・立案に関すること。
(2) 在外教育施設との連携支援事業の実施に関すること。	(2) 在外教育施設との連携支援事業の実施に関すること。
(3) 在外教育施設との連携支援事業の広報活動に関すること。	(3) 在外教育施設との連携支援事業の広報活動に関すること。
(4) 在外教育施設への派遣教師の支援に関すること。	
(5) その他在外教育施設との連携支援事業の実施に必要な業務に関すること。	(4) その他在外教育施設との連携支援事業の実施に必要な業務に関すること。
〔省略〕	〔省略〕
附 則	
この要項は、平成30年9月19日から施行する。	